

---

# いのち支える豊頃町自殺対策行動計画

第2期計画 令和6年度～令和10年度

---

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～



令和6年3月

豊頃町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の法的根拠	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
第2章 自殺の現状	7
1 全国の自殺の動向	8
2 北海道の自殺の動向	9
3 十勝の自殺の動向	10
4 豊頃町の自殺の動向	11
第3章 これまでの取組み	14
1 自殺予防の理解促進への取組み	15
2 人材の育成に関する取組み	15
3 相談・支援体制の充実に関する取組み	16
4 生きることへの促進要因への支援	17
5 コロナ禍における支援	23
6 その他の支援	24
第4章 計画の基本的な考え方	26
1 計画の基本理念	27
2 計画の数値目標	27
3 基本施策	27
第5章 計画の推進体制	28
第6章 自殺対策における取組み	30
1 “生きる”を支える体制づくり	31
2 具体的な取組み	32
1) 自殺予防の理解促進	32
2) 人材の育成	33
3) 相談・支援体制の充実	33
4) 生きることへの促進要因への支援	35



## 第1章

---

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

.....

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺に至る心理としては、これらの要因が複雑に絡み合い、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感等から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

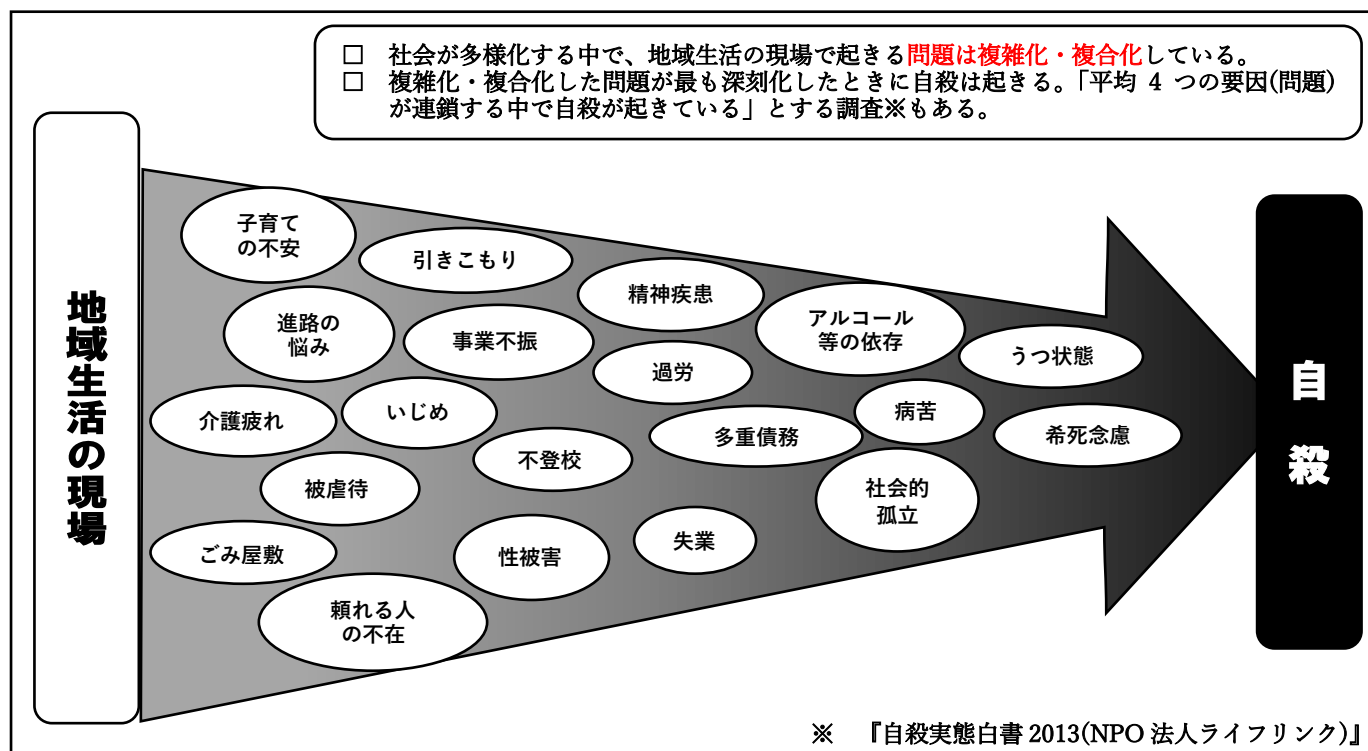
我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年7月に新しい「自殺総合対策大綱」を策定し、最終目標を「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現としました。最終目標達成のための数値目標を「平成38年度までに、自殺死亡率を平成27年度と比べて30%以上減少させる」こととして自殺対策を推進し、自殺者数の年次推移が減少傾向となる等成果を上げました。

しかし、近年は新型コロナウイルス感染症流行等の要因により自殺の概況に変化がみられています。特に女性や中高年の自殺者数の増加は著しく、総自殺者数が11年ぶりに前年度を上回る状況となりました。

この状況を踏まえ、令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、新型コロナウイルス感染症流行の影響を踏まえた対策や、女性や若年者に対する自殺対策の強化、地域の自殺対策の取組みの強化等を追加し、心の健康を守る働きかけが推進されています。

近年の自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、本町においても町民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができる社会を目指し、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、「第2期豊頃町自殺対策行動計画」を策定します。

図1 自殺危機要因イメージ図



資料：令和5年6月 厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き

## 2 計画の法的根拠

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

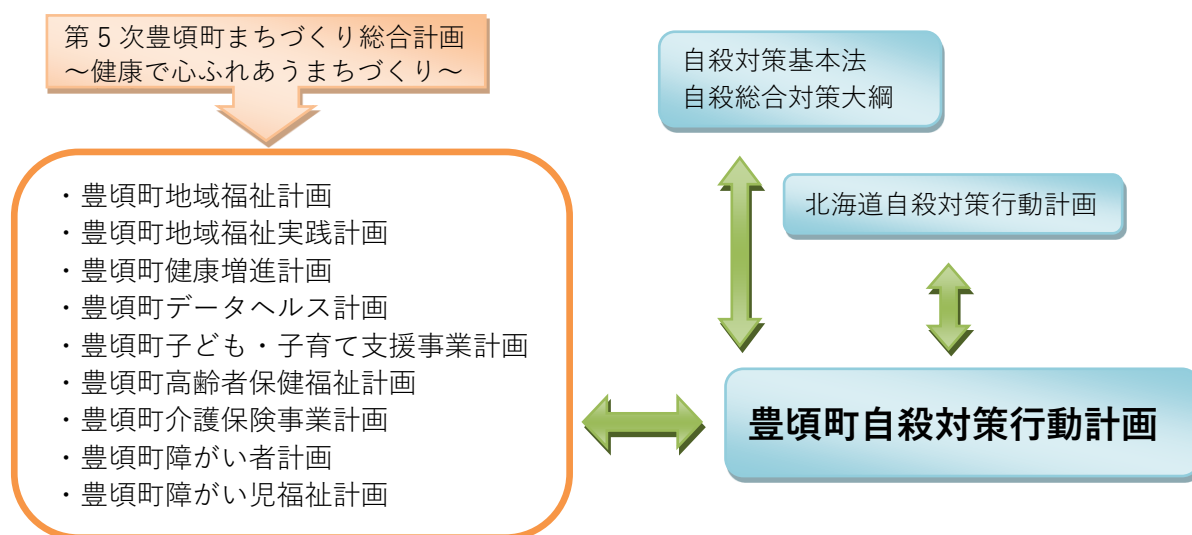
参考：自殺対策基本法

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、第5次豊頃町まちづくり総合計画（R3～R12年度）の目指す「健康で心ふれあうまちづくり」の実現に向けた本町の自殺対策の基本となる計画です。また、国の「自殺総合対策大綱」や「北海道自殺対策行動計画」、「豊頃町健康増進計画(第2期)」(R6～R17年度)、「第2期 豊頃町地域福祉計画・豊頃町地域福祉実践計画」(R5～R9年度)等、既存の計画との整合性を図り、策定するものとします。





## 4 計画の期間

国の自殺総合対策大綱の見直しが概ね5年間隔で行われることを踏まえ、本計画の計画期間を令和6年度から10年度までの5年間とします。

なお、社会環境の変化や国の動向を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直し、検討を行います。

### ● 各計画の期間

年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
豊頃町 自殺対策 行動計画	第1期 (H31~R5年度)					第2期 (R6~R10年度)				
北海道 自殺対策 行動計画	第3期 (H30~R4年度)			第4期 (R5~R9年度)					第5期	
豊頃町 まちづくり 総合計画	第4次 (H22~R2年度)		第5次 (R3~R12年度)							



## 第2章

---

### 自殺の現状

## 1 全国の自殺の動向

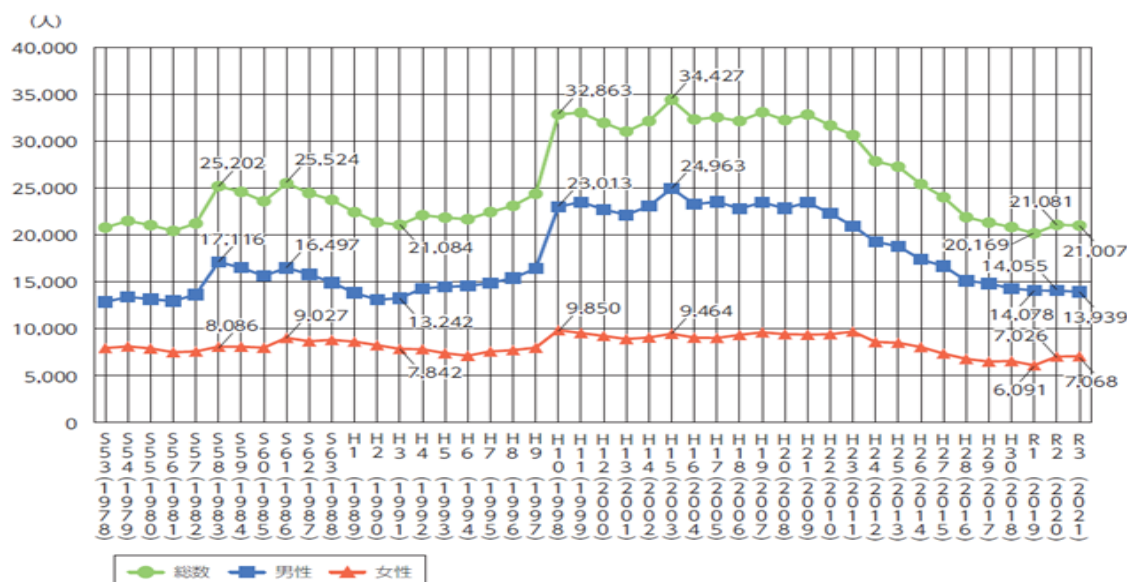
### ①自殺者数の推移

全国の自殺者数は平成15年に最多となり、以降30,000人台で推移してきました。平成22年から令和元年までは減少傾向にありましたが、令和2年度以降は増加傾向となっています。自殺者数を男女別にみると、男性の自殺者が顕著に多い特徴があります。女性は平成24年以降減少傾向にありましたが、令和2年度から増加傾向に転じています。

### ②自殺の原因・動機

自殺の原因・動機を割合別にみると平成19年から令和3年にかけて「健康問題」、「経済・生活問題」、「家庭問題」の順に多くなっています。健康問題を原因とした自殺は年々減少傾向にありますが、依然として他の要因を大きく上回る状況です。男性では「経済・生活問題」、女性では「家庭問題」がそれぞれ多い特徴があります。

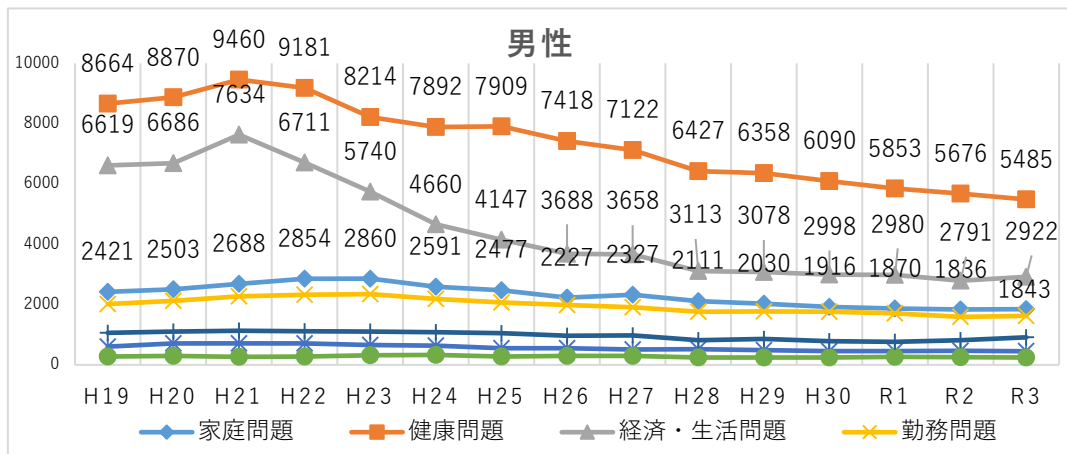
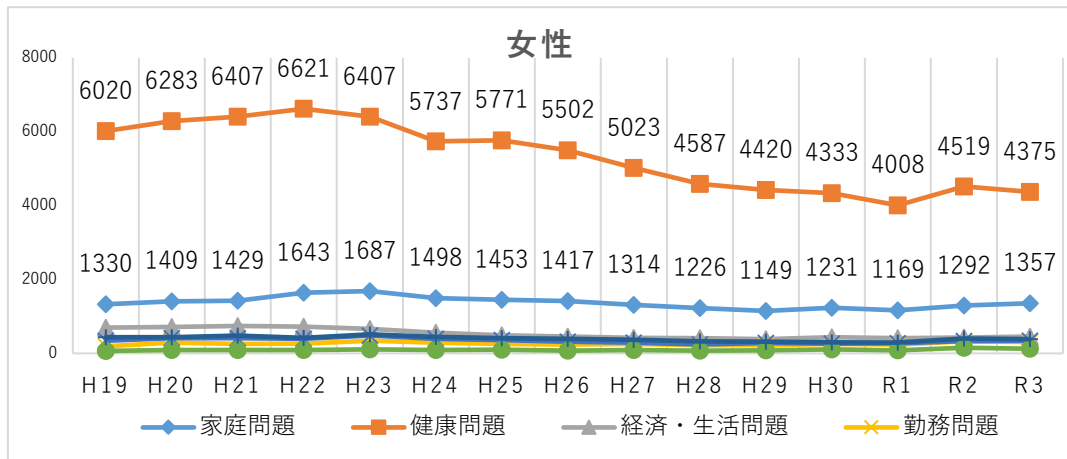
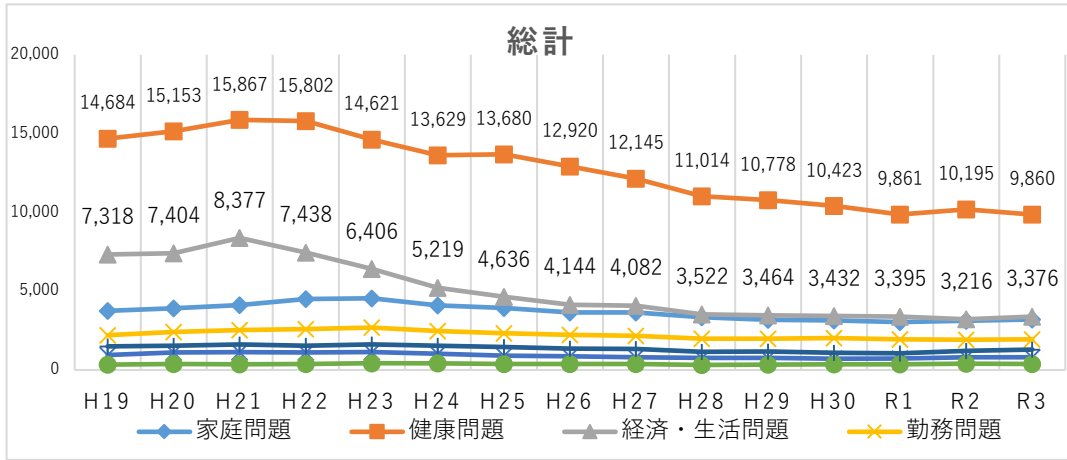
【グラフ1】 全国の自殺者数推移



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

資料：令和5年6月「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引

【グラフ2】 原因・動機別の自殺者数の推移



(資料：令和4年度版「自殺対策白書」第1-3図)

注) 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、原因・動機別の自殺の状況については、平成19年の自殺統計から原因・動機を最大3つまで計上できることとしています。

## 2 北海道の自殺の動向

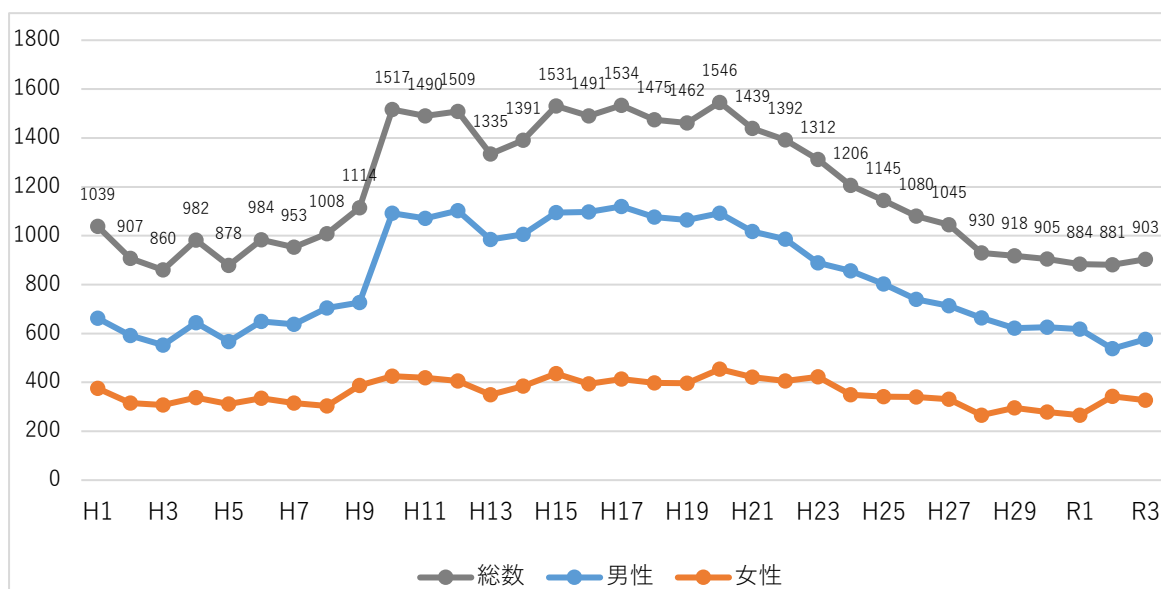
### ①自殺者数の推移

平成10年に1,517人に増加して以降、増減を繰り返しながら1,500人前後で推移していました。平成21年から令和2年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年には増加に転じています。

男女別では令和2年に女性の自殺者数が増加し、令和2・3年には男性が約6割、女性が4割となっています。

北海道の令和3年の自殺死亡率（人口10万人対）は17.5で、全国平均を上回っており、都道府県別では13番目に高い数値となっています。

【グラフ3】北海道の自殺者数推移



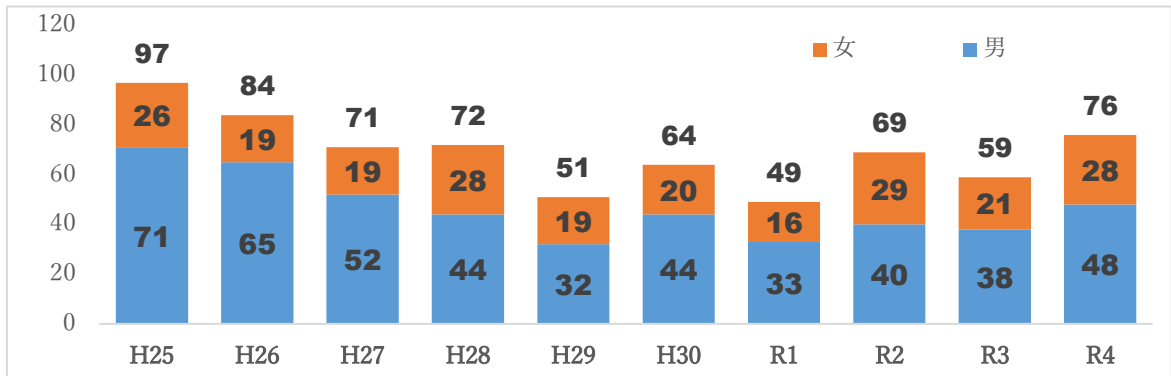
資料：第4期北海道自殺対策行動計画第1章-(1)自殺者数・自殺死亡率の推移

### 3 十勝の自殺の動向

#### ①自殺者数の推移

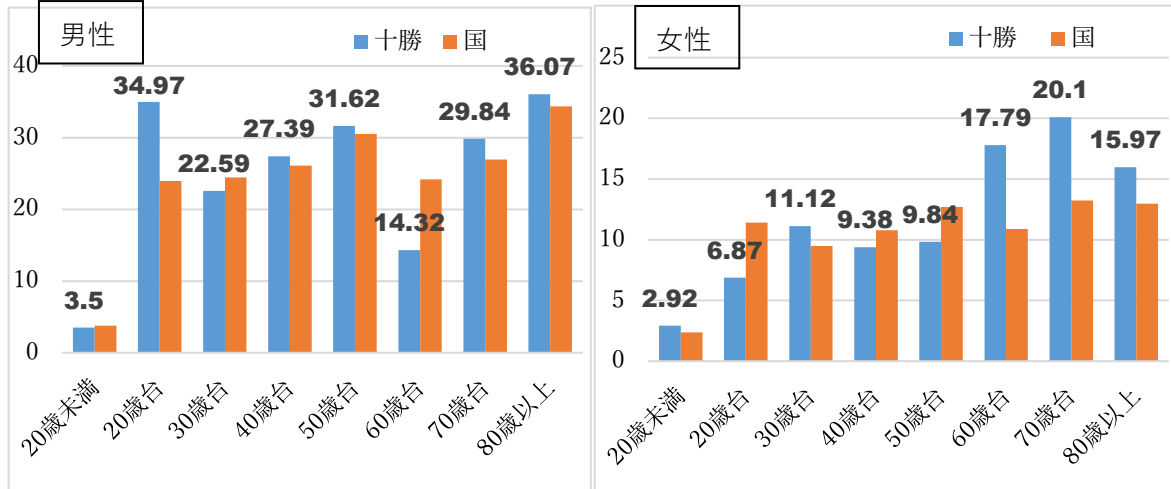
十勝管内の自殺者数において、過去10年間で最多となったのは平成25年の97人であり、増減を繰り返しながら減少傾向となっていました。しかし、令和2年に69人に増加してからは60から70人台で推移し、増加傾向となっています。自殺率では、国と比較し高い値で推移し、男性では20歳未満の若年者と30歳代、60歳代を除く各年代、女性では20歳代と40歳から50歳代を除く各年代で全国より高くなっています。

【グラフ4】十勝管内自殺者数の推移



資料：地域における自殺の基礎資料(平成25年～令和4年)

【グラフ5】H29～R3年 全国・十勝管内市町村の性・年齢別平均自殺率



資料：地域自殺実態プロフィール2022

## 4 豊頃町の自殺の動向

### ①自殺者数の推移

自殺率では全国と比較し高い状態になっています。十勝管内市町村の SMR<sup>※1</sup> による比較では、平均である 100 を超え、十勝管内全体の数値よりも高くなっています。自殺者数は毎年 0～2 人で推移しており、過去 5 年間における自殺者数の合計は 4 人でした。

### ②自殺者の概況

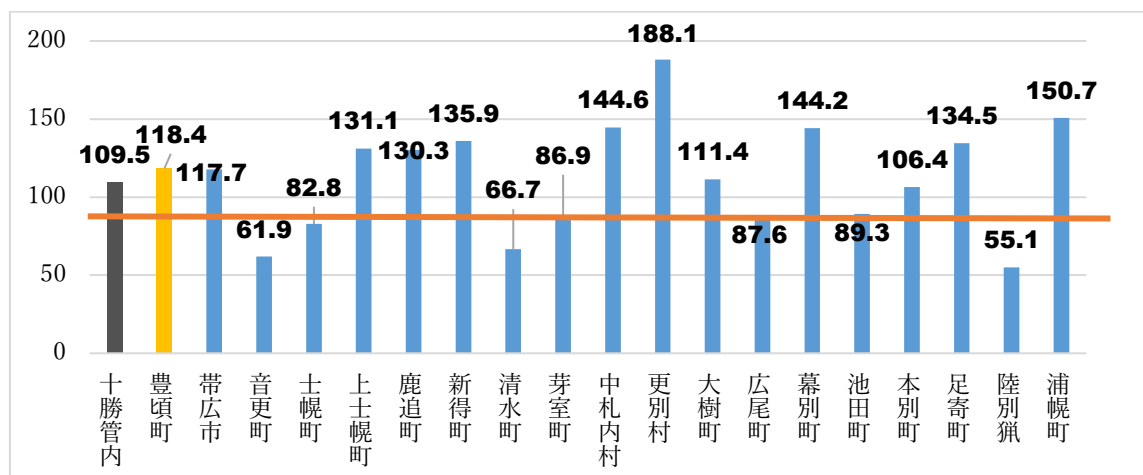
年齢・世帯別に内訳をみると、60 歳未満の自殺者は 0 人であるのに対し 80 歳以上の高齢者の自殺が比較的多く、独居、同居に関わらず自殺者が生じています。男女別では女性が男性の 3 倍となっています。

【表 2】 豊頃町と全国の自殺率(10 万対)

	豊頃町自殺率	全国自殺率
平均	25.2	16.3
男性	13.1	22.7
女性	36.4	10.1

資料：地域自殺実態プロファイル 2022

【グラフ 6】 十勝管内市町村の SMR



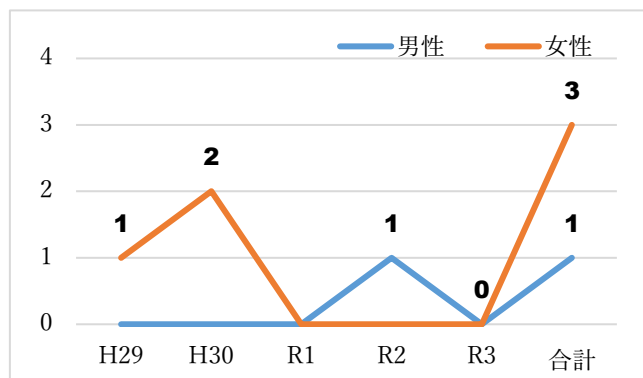
資料：北海道における主要死因の概要 10 令和 2 年 12 月

<sup>1</sup> 人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。100 を基準として全国平均との比較が可能。



【表3・グラフ7】 豊頃町における自殺者数推移

	総数	男性	女性
H29	1	0	1
H30	2	0	2
R1	0	0	0
R2	1	1	0
R3	0	0	0
合計	4	1	3



【表4】 豊頃町における年齢別自殺者数推移

		H29	H30	R1	R2	R3	合計
男性	20歳未満	0	0	0	0	0	0
	20歳代	0	0	0	0	0	0
	30歳代	0	0	0	0	0	0
	40歳代	0	0	0	0	0	0
	50歳代	0	0	0	0	0	0
	60歳代	0	0	0	0	0	0
	70歳代	0	0	0	0	0	0
	80歳以上	0	0	0	1	0	1
	合計	0	0	0	1	0	1
女性	20歳未満	0	0	0	0	0	0
	20歳代	0	0	0	0	0	0
	30歳代	0	0	0	0	0	0
	40歳代	0	0	0	0	0	0
	50歳代	0	0	0	0	0	0
	60歳代	1	0	0	0	0	1
	70歳代	0	0	0	0	0	0
	80歳以上	0	2	0	0	0	2
	合計	1	2	0	0	0	3

資料：地域自殺実態プロフィール 2022

【表5】自殺者の世帯状況（H29～R3年）

	自殺者数		計
	男性	女性	
同居	1	2	3
独居	0	1	1

資料：地域自殺実態プロファイル 2022

例年自殺者数が少数であることから、自殺の要因や特徴について統計的に分析することは困難な状況ですが、本町の傾向として「**後期高齢者の自殺者が多く、同居・独居に関わらず自殺に追い込まれる者がいる**」という傾向が読みとれます。国や管内と比較し、自殺者割合が高い現状からも、このような傾向に基づいた自殺対策を推進し、自殺に至るリスクのある者の早期把握・支援に繋げていくことが重要です。

## 第3章

---

### これまでの取組み

## 1 自殺予防の理解促進への取組み

事業名	取組内容	実施状況	担当課
広報とよころ ・ホームページ	町の情報を発信し、町民の意欲向上につなげ町民に身近な情報提供の媒体となります。	実施	企画課
自殺予防週間・自殺対策強化月間	9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間において広報とよころへの掲載やポスター掲示を実施します。	実施	福祉課
健康教育・健康講座	自殺に追い込まれる心情や背景への理解を深め、町民同士の理解や支え合いの大切さを意識する機会とします。	未実施	

関係機関を通じた相談窓口の公開や町広報・ポスターを活用した情報発信等のポピュレーションアプローチ<sup>※2</sup>を予定どおり実施しました。希望者がおらず、個別支援や集団への健康教育は未実施となりましたが、自殺予防に関する普及啓発を積極的に行い、支援が必要な人の早期発見・支援が可能な町づくりを行う必要があります。

## 2 人材の育成に関する取組み

事業名	取組内容	実施状況	担当課
職員研修事業	職員の資質や能力の向上により、直接的・間接的に町民に満足感、安心感を与えます。	実施	総務課
ゲートキーパーの育成	こころの健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を普及するために関係機関や企業等への研修参加を呼びかけます。	未実施	福祉課

職員の資質向上のための研修は執り行われましたが、ゲートキーパー<sup>※3</sup>の養成は実施に至りませんでした。自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺予防に対する関心を高め、支援者を養成する必要があります。

<sup>2</sup> 健康管理における支援方法。リスクの有無にかかわらず、集団に対し同一の指導を行うことを指す。

<sup>3</sup> 自殺のリスクを示すサインに気が付き、適切な対応をはかることができる人のこと。

### 3 相談・支援体制の充実に関する取組み

事業名	取組内容	実施状況	担当課
消費者生活相談	消費生活に関する相談をきっかけに、他に抱えている課題も把握・対応することで、包括的な問題解決に向けた支援をします。	実施	住民課
行政相談	行政の困りごとや窓口が分からない相談に応じ、安心して生活できるよう支援します。	実施	
人権相談	人権に関する問題（いじめ、差別、パワハラ、セクハラ、DV、近隣者間の問題等）について、気軽に相談できる機会を提供します。	実施	
法律相談	法律相談に至る相談は、深刻かつ複合的な問題を含む場合も多く、問題解決に向けて支援します	実施	
教育相談	いじめや友人関係、非行、体罰、不登校等の相談に応じます。また、いじめについて相談できる電話番号を記載した相談カードを全児童生徒に配布します。	実施	教育課
妊婦相談	保健師や管理栄養士、歯科衛生士による妊婦相談を実施し、妊婦の不安解消に努めます。	実施	福祉課
新生児・産褥訪問	育児不安の解消や産後うつ予防のため、訪問・支援を実施します。	実施	
乳幼児健診	子どもの発育・発達の観察に合わせ、育児や家庭内の不安や悩み事を解決できるよう支援します。	実施	
健康相談	来所や電話、各種教室において健康相談を随時実施します。	実施	
高齢者・介護相談	地域包括支援センターにおいて、高齢者や介護に関する相談や支援を行います。	実施	
養育支援訪問	養育支援が必要な家庭を訪問し、必要な支援を行います。	実施	
障がい者相談	相談支援専門員を配置し、障がい福祉サービスの利用援助や就労支援を行います。	実施	
子育て相談	子育てに関する不安や心配事などの相談に応じます。	実施	
専門支援	子どもの発達や、育児に関する悩み事の相談を行います。	実施	
巡回児童相談	児童の発達に関する相談や療育手帳の判定を受けることができます。	実施	

事業名	取組内容	実施状況	担当課
道立施設 専門支援事業	子どもの発達の評価や療育指導について、専門的支援を受けることができます。	実施	旭川肢体 不自由児 総合療育センター
こころの健康相談	帯広保健所にて電話相談や精神科医による面接相談を実施しています。また、事業について町のほけん・ふくしガイドに掲載し、情報提供を行います。	実施	帯広 保健所

すべてのライフステージにある町民が様々な生活場面で相談を行うことができるよう、多様な相談窓口を設置し、相談業務に取り組みました。感染症の流行により規模縮小となった事業もありましたが、個別支援により対応し、相談・支援体制の整備に努めました。

#### 4 生きることへの促進要因への支援

妊産婦や子育て世帯への支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期において関係機関で情報を共有し、切れ目のない支援を実施します。	実施	福祉課
産前・産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する妊産婦・母親の悩み等に対して、保健師や保育士等が相談・支援を行います。	実施	
妊婦健康診査・精密検査費助成事業	妊婦健康診査費・精密検査費用を助成し、経済的負担を解消することで安心して出産を迎えられるよう支援します。	実施	
産後ケア事業 (慶愛病院産後ケアセンターに委託)	ストレスや不安を抱えている産婦を対象にデイサービス型の事業を実施しています。心身の休養をとり、育児方法を学ぶことで産後の不安を軽減します。	実施	
乳幼児医療助成事業	高校卒業まで(18歳に到達する年度末まで)の子どもにかかる医療費の自己負担を無償化し、経済的負担を軽減します。	実施	
わんぱく広場	乳幼児が自由に遊び、母親同士が交流できる場として実施します。	実施	子育て 支援所
赤ちゃん広場	乳児を養育する母親が交流できる場として実施します。	実施	

妊産婦や子育て世帯への支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
一時保育	保護者が通院や看病等の理由で育児できない時、一時的に保育を実施します。	実施	子育て支援所
のびのび広場	発達を促すために、小集団で遊びや育児相談を実施します	実施	
ことばの教室	ことばや行動面に心配があるお子さんの相談や個別指導を実施します。	実施	
親子交流室の開放	親子が気軽に遊べる場として月～金曜日にこどもプラザとよころの交流室を開放します	実施	
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護や、要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関で情報を共有し、支援について協議します。	実施	
ブックスタート事業	3～4か月の乳児と保護者を対象に、絵本を開く楽しさをお知らせし、絵本を手渡します。	実施	教育課
セカンドブック事業	小学校入学児を対象に読書の楽しさをお知らせするとともに、絵本を手渡します。	実施	
子育て世帯への経済的支援	子育て世帯に対し、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、入学祝金、小中学校等修学旅行交付金、高等学校等就学助成金の支給や保育料の軽減及び無料化等の経済的支援を行います。	実施	福祉課 子育て支援 教育課
紙オムツ購入助成	新生児を養育する家庭を対象に、町内取扱店で使用できる紙おむつ購入券を支給し、経済的負担軽減を図ります。	実施	社会福祉協議会
チャイルドシート貸出	乳幼児を養育する家庭へチャイルドシートを貸与することにより、経済的負担を軽減や乳幼児の交通事故被害軽減を図ります。	実施	
新入学児童記念品贈呈事業	小学校入学児童に記念品を贈り、元気で楽しい学校生活を応援します。	実施	
夢★運ぶトヨッピーサンタ事業	歳末時期に、子どもたちへクリスマスプレゼントを渡します。	実施	
トヨッピーのふくし絵本事業	福祉の普及啓発を目的とし、福祉に関する絵本を学校へ寄贈します。	実施	
ひだまり放課後クラブ「道場吹き矢っ子」	放課後の子ども達の居場所づくりとして、吹き矢クラブを定期的で開催し、地域の方と交流できる場を提供します。新型コロナウイルス流行に伴い事業を終了しました。	終了	
災害遺児家庭歳末見舞い訪問	交通事故等により死亡した生計中心者が扶養していた18歳未満の子どもがいる一人親世帯に見舞金を支給します。	実施	

生活困窮者に対する支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等の母又は父及び18歳未満(20歳未満)で、その母又は父に扶養されている児童を対象に医療費を助成し、経済的負担軽減を図ります。令和4年4月に母及び父の通院助成を拡大しました。	実施	福祉課
生活困窮者への相談支援	役場関係部署や、とちぎ生活あんしんセンター等の専門機関と連携を図りながら包括的な支援を実施しました。令和4年9月30日で受付終了し、現在は償還期間となっています。	実施	
生活保護	生活保護受給者に各種相談・支援を提供します。	実施	
日常生活自立支援事業業務委託契約(道社協より)	福祉サービス利用援助事業に関する業務を行い、生活再建に向けた支援を行います。	実施	社会福祉協議会
一時援護資金貸付業務	一時的な生活困窮者へ資金の貸付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を支援します。	実施	
生活福祉資金貸付事業	道社協事業である貸付事業への相談窓口対応を行いました。現在は受付を終了し、償還期間となっています。	実施	

高齢者に対する支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
まるごと元気アップ教室	高齢者の閉じこもりや筋力低下、認知機能低下の予防を目的に、運動教室を実施します。	実施	福祉課
はつらつ料理教室	65歳以上で食事バランスに偏りがある方を対象に料理教室を実施しました。令和2年度で事業終了としています。	終了	
町長杯ゲートボール大会	高齢者の健康増進のため、高齢者健康増進センターの利用を促進し、年に1回ゲートボール大会を開催します。	実施	
緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者が怪我や病気等の緊急時に、消防に通報できる装置を設置します。	実施	
まごころ通信員訪問	まごころ通信員が定期的に高齢者宅を訪問し、高齢者の不安の解消に努めます。	実施	
家庭訪問	保健師や管理栄養士、歯科衛生士が高齢者宅を訪問し、状況把握や必要な支援を実施します。	実施	
福祉除雪	虚弱な80歳以上の高齢者世帯や身内のない障がい者世帯等を対象に除雪を実施します。	実施	



高齢者に対する支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
福祉灯油券交付	一定の収入以下の65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯、障がい者世帯等に対し、福祉灯油券を交付し、冬期間の燃料費の負担を軽減します。	実施	福祉課
民生委員・児童委員の資質向上	高齢者にとって身近な相談相手となるよう、定例会や自主例会を開催し、資質向上に努めます。	実施	
後期高齢者健診・各種がん検診	病気の予防・早期発見のため、各種健診を実施し、健康管理を支援します。	実施	
患者輸送車の運行	通院や買い物等に利用できるよう、時刻表にそって運行します。	実施	
福祉タクシー乗車券交付事業	65歳以上の高齢者世帯にタクシー乗車券を交付します。	実施	
おとなの寺子屋教室（町委託事業）	記憶や認知機能に不安のある高齢者を対象に脳トレ等を行い、自立した生活を維持できるよう支援します。	実施	
生きがいデイサービス（町委託事業）	要支援の方を対象に、ひだまり交流館で月に2回、ゲームや運動で交流します。	実施	
配食サービス（町委託事業）	栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を目的に、高齢者宅に昼食を配達します。	実施	
生涯教室	各地域の会館等で健康講座や交流学习等を実施します。	実施	教育課
豊寿大学	仲間との交流や生きがいづくりができる学習の場を提供します。	実施	
通話録音装置無料貸出	高齢者世帯を対象に、詐欺防止のガイダンスが流れる装置を設置します。	実施	住民課
コミュニティバス町有バスの運行	交通手段のない方の通院や買い物等の外出を支援します。	実施	
高齢者安否確認事業「安心みまも〜る君」（町補助事業）	頻回な見守りが必要な方に対し、サポーターが定期的な見守りを実施します。	実施	社会福祉協議会
いきいき介護予防運動フィットネスカフェー笑懸命（町補助事業）	介護予防運動を取り入れたフィットネスカフェーを実施し、高齢者が気軽に運動できる機会を提供します。	実施	
お元気サロン支援	町民が自主的に行っている軽運動を主としたサロン活動を支援します。	実施	
独居高齢者ふれあいゴミ袋券配布	ひとり暮らし高齢者の希望者を対象に、ゴミ袋券を配布しています。	実施	
ふれあい昼食会	ひとり暮らし高齢者の孤立防止を目的に、交流会型の昼食会を実施します。	実施	

高齢者に対する支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
敬老はがき贈呈事業	小学生の記入した葉書を高齢者に送付し、敬老を祝います。	実施	福祉課
社協会長杯 ゲートボール大会	高齢者の健康増進のため、ゲートボール大会を実施します。	実施	
高齢者住宅 見守り事業	福祉ゾーン内にある高齢者住宅入居者の安否確認を行います。	実施	
歩行補助用杖販売 「あるくンデス」事業	身障者及び65歳以上の高齢者で、杖を必要とされる方に低価格で提供します。	実施	
福祉機器貸付	介護保険が適用されている方を対象に、ベッドや車椅子等の福祉用具を貸与します。	実施	
生活支援体制整備事業 (町委託事業)	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、支援体制の充実・強化を図ります。	実施	郵便局
みまもり訪問 サービス	高齢者とその家族の安心・安全の確保を目的に、郵便局社員が高齢者宅を定期的に訪問し、その結果を自治体や家族にメールで報告します。	実施	

障がい者に対する支援			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
障がい者相談 支援事業	障がい福祉サービスの利用支援や情報の提供等を行います。また、権利擁護のために必要な援助を実施します。	実施	福祉課
障がい福祉サービス 利用計画の作成	課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を行い、自立した生活を支えます。	実施	
ヘルプマーク・ ヘルプカード配布	ヘルプマーク・カードを対象者に配布し、日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の緩和に努めます。	実施	
障がい者等就労支 援事業(町補助事業)	障がい者等の一般就労に向けた支援を行います。(喫茶ふわり・コミカフェ)	実施	社会福祉 協議会
障がい者移送事業 (町補助事業)	町外の障がい者施設に通所している方を対象に送迎を行い、社会参加を促進します。	実施	

学校におけるこころの健康づくりの推進			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
生徒指導・教育相談の充実	一人ひとりを大切に、信頼関係に立つ教育を推進するため、情報収集に努めるとともに、チーム対応ができるよう報告・連絡・相談体制を強化します。	実施	教育課
相談体制の強化	各学校・教育委員会が連携して、相談体制を強化します。	実施	
不登校児童への対応	不登校児童生徒の悩みの克服と人間関係づくりを支援し、児童及び生徒の自己実現を図るため必要に応じて、スクールカウンセラーを派遣支援します。	実施	
いじめへの対応	2018年4月に改定した「豊頃町いじめ防止基本方針」に基づいていじめを許さない意識の醸成及びいじめの早期発見と徹底した対応を行います。また、いじめ非行防止ネットワーク会議等にて関係機関との連携を図ります。	実施	
命を大切にする教育の推進	道徳、特別活動、保健体育、総合的な学習の時間を中心に教育活動全体で命を大切にする教育を推進します。	実施	

職場におけるこころの健康づくりの推進			
事業名	取組内容	実施状況	担当課
ストレスチェック	働きやすい職場環境形成を目的に、労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを行います。	実施	総務課
産業医による事業所(役場)訪問	役場産業医が役場を訪問し、希望者の相談に応じます。	実施	
健康相談	ストレスチェックで高ストレスとなった方を対象に必要なに応じて保健師が健康相談を実施します。	実施	

乳幼児期から高齢期にかけて、全てのライフステージにある者の生きやすさを促進させる社会環境整備に努めました。感染症流行により、一部の集いの場や対面形式の事業が中止・規模を縮小しての実施となりましたが、自殺対策において重要な人と交流する場を守るため、厳重な感染対策のもと事業の早期再開に努めました。

## 5 コロナ禍における支援

事業名	取組内容	実施状況	担当課
新型コロナウイルス感染症対策特別通信	新型コロナウイルス感染症対策により、休業・中止となった町内の施設・行事等について、町民へ情報提供を行いました。	終了	総務課
PCR 抗体検査費用助成	感染を心配される方への安心・安全のため、PCR 検査費用の一部助成を実施ます。 (自己負担 1,000 円)	実施 継続中	福祉課
原油価格・物価高騰対策事業継続支援補助(R4)	新型コロナウイルスの影響やウクライナ侵攻、円高等の影響を受けている小規模事業者や中小企業者に対し、事業継続に向けた支援金を給付しました。 小規模事業者：50,000 円 中規模事業者：10,000 円	終了	企画課
新型コロナウイルス感染症対応クーポン券発行事業(R2・3・4)	新型コロナウイルス感染症により低迷する消費の喚起や販売促進に向けて、クーポンを配布しました。	終了	
緊急飲食業支援対策事業補助(R2・R3)	新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した事業者（飲食業）に対する支援事業を行いました。	終了	商工 観光課
緊急飲食業支援対策事業補助(R3.8月)	新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した事業者（飲食業）に対する支援事業を行いました。	終了	
商工業新型コロナ支援対策事業(R3)	新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した事業者（飲食店以外の業種）に対する支援事業を行いました。	終了	
緊急飲食業等支援対策事業(R2)	新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、町内各事業者の経常状況悪化を踏まえ、飲食業・サービス業・小売業等の事業者に対する事業支援を実施しました。	終了	

令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症流行が与えた健康・経済面への影響は大きく、自殺に追い込まれる人が全国的に増加する状況に陥りました。本町では新型コロナウイルス感染症流行に対する健康・経済面での支援を即応的に実施し、町民が安心して生活できる環境の整備に努めました。

## 6 その他の支援

事業名	取組内容	実施状況	担当課
総合プロモーション事業(移住定住促進事業)	移住定住や移住者と地域町民との交流を促進し、町の活性化を図ります。	実施	企画課
公共ポイントサービス事業	町・福祉団体のイベントや健康診断等で得たポイントを商工会商品券に交換します。	実施	福祉課
プレミアム商品券	町外に流出する購買人口を町内での消費につなげ、商工業者の売上増と町民福祉の増進を図ります。	実施	
青少年体験学習事業「える夢キッズクラブ」	子どもたちの豊かな心を育むことが出来るよう、地域の素材を生かした様々な体験学習を行います。	実施	教育課
青少年育成連絡協議会連携事業	大人が子どもたちの活動に関心を持ち、積極的に参加できるように、町青少年育成連絡協議会と連携し、交流会などの機会を提供します。	実施	
成人式	二十歳を迎えた青年を祝い、励まします。	実施	
える夢オトナの文化講座	成人に対し、地域の課題解決を目指すための学習の機会を提供し、主体的にまちづくりに参加する意識を育みます。	実施	
える夢出前講座	町民が、自己に適した手段・方法を自ら選んで学習し、それぞれの立場でまちづくりに参加することを推進します。	実施	
豊頃町浦幌町社会教育連携事業	社会教育事業の共催化を推進し、町民の多様化、高度化する学習要求に応えます。	実施	
ミニ運動会	町民の健康保持や親睦を深めることを目的として、各行政区6チームに分かれ、ミニ運動会を開催します。	実施	
体育連盟活動支援	気軽にスポーツに親しめるよう、町内各体育団体の活動に対し、生涯スポーツの普及振興を図るための支援をします。	実施	
スポーツ少年団活動支援	子どもたちが少年団活動を通して、協調性や思いやりの心を育めるよう各スポーツ少年団の活動を支援します。	実施	
軽スポーツ交流会	軽スポーツのルールを取得しながら、参加者同士の交流を図ります。	実施	
アウトドア体験教室	ノルディックウォーキング、歩くスキー等アウトドア体験を通して、参加者同士の交流を育み、心身の健康の保持・増進を図ります。	実施	教育課

第3章 これまでの取組み

事業名	取組内容	実施状況	担当課
スポーツ健康教室	各年代に応じた教室を開催し、スポーツを楽しみながら、心身の健康を維持できるよう支援します。	実施	教育課
スポーツ大会支援	町民がスポーツを楽しみ、親睦を深めることができるよう剣道大会やミニバレー大会等の支援を実施します。	実施	
産業まつり	イベントの開催により、人が集い、交流する機会を創出し、町の活性化を図ります。	実施	とよころ 産業まつり 実行委員会
RUN伴プラス	地域町民や小中学生の参加により、認知症の理解を深め、認知症になっても支え合える地域の実現を目指します。	実施	RUN伴 プラス 実行委員会
ふれあい フェスティバル	多様な年代の方や障がい者、ボランティア等多くの町民や福祉施設関係者が参加・交流するなかで、相互理解を深める機会とします。	実施	社会福祉 協議会
ひだまり交流館の 利用促進	子どもから高齢者まで、障がいの有無を問わず誰もが集える場所として利用を促進します。	実施	
在宅介護者手当支給	在宅で長期にわたり、高齢者等の介護を行っている家族介護者に介護の労をねぎらうため介護手当を贈ります。	実施	
各サロン事業の実施	地域町民やボランティアが中心となり、子どもから高齢者まで誰もが家庭的で気軽に楽しく集える居場所の提供を行っています。	実施	
とよころ夏まつり	家族みんなで楽しめる豊頃の夏を代表するイベントで、町の活性化を図ります。	実施	商工会
大津港大漁まつり	大津で水揚げされる新鮮な海産物を販売する他、様々なイベントを催し、大津地域の活性化を図ります。	実施	漁業協 同組合

## 第4章

---

### 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

町民一人ひとりが、つながり、支え合うことで、自分らしく生きる喜びを実感でき、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指します。その実現に向け、「生きるための支援」を充実させ、町民と一体となって「こころの健康づくり」の活動に取り組みます。

## 2 計画の数値目標

令和6～10年の自殺率(10万対)を12.6以下とします。

	豊頃町自殺率【現状】 平成29～令和3年合計	豊頃町自殺率【目標】 令和6～10年合計
自殺者数	4人	2人以下
自殺率	25.2	12.6以下

## 3 基本施策

### ●普及啓発の推進

- ・自殺やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・各種相談窓口や生きがいづくり等の施策の周知

### ●相談支援の充実

- ・子どもから高齢者、障がいのある方等すべての年代を対象とした相談支援の充実
- ・各種相談窓口の連携強化
- ・相談窓口担当者の資質向上
- ・ハイリスク者の早期発見と支援につなぐための連携体制の充実

### ●自殺予防のための社会環境の整備

- ・町民活動の活性化
- ・ゲートキーパー養成の推進
- ・仲間づくり、見守りができる地域づくり



## 第5章

---

### 計画の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない豊頃町」の実現を目指して、関係機関や民間団体等と緊密な連携を図るとともに、それぞれの主体が、果たすべき役割を認識し、相互の協力のもと自殺対策を総合的に推進します。

## **1 道・関係団体・町民等との連携**

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課との連携を図るとともに、道、関係団体、町民等との連携を図りながら、重層的・包括的な取組みを推進します。

## **2 主体ごとの役割**

町全体で本計画を総合的に推進するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが必要です。

本町の自殺対策において、それぞれの主体が果たすべき役割を以下のように示します。

### ● 町の役割

本町の自殺を取り巻く現状を把握するとともに国や道の動向を踏まえ、社会状況に応じた自殺対策を策定・実施します。また、自殺対策の策定及び実施においては、道や国、町民等と連携して取り組みます。

### ● 町民の役割

町民は、自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、悩んだ時に一人で抱えこまず、誰かに援助を求める等適切な対処方法を身に着けることが大切です。またゲートキーパーとして、町民同士が支え合うことができるよう行政等と連携し、積極的に自殺対策に取り組む必要があります。

### ● 民間団体の役割

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解し、他の主体との連携・協働のもと、積極的に自殺対策に参画する必要があります。

## 第6章

---

### 自殺対策における取組み

## 1 “生きる”を支える体制づくり

.....

### 1) 行政内各部署の取組み

自殺対策の推進において様々な主体による多面的な支援が重要とされており、実施主体である行政内各部署においても庁内横断的な取組みを行うことが求められます。自殺対策以外の事業が結果として自殺予防に結び付くこともあり、第1期計画では各部署の実施事業内容を共有するとともに「自殺対策」の視点で取組むことで「生きる”を支える」体制構築に努めました。

第2期計画においても、関係部署が各事業に取組む中で、更なる自殺対策体制の構築を目指します。

### 2) ライフステージごとの取組み

各ライフステージにおいて、以下の視点から自殺対策に取り組めます。

#### 【乳幼児期】

親子間の信頼関係の構築や安定した土台形成のために、養育者が子育てについて学び、相談することができる環境を作ります。また、事業参加等を通じて、子育て期における悩み等を共有できる仲間づくりを支援します。

#### 【学童・思春期】

自分自身や家族、友人、地域の人々を思いやり、命を大切に思う心を育てるとともに、思い悩まずに気兼ねなく相談できる環境づくりを行います。

#### 【青年期・壮年期】

家庭や職場等での問題が解消できるよう各種相談事業につなげます。子育てや仕事のストレス等を適切にコントロールできるよう支援します。

#### 【高齢者】

地域の繋がりを深め、孤立を防ぎます。健康や生活等の不安に対し相談体制を整えるとともに、適切に専門機関に繋がります。

### 3) 道、その他の関連機関等との連携

人口が少数である本町では、事業の単独実施が困難な場合もあり、自殺対策の推進にあたり、道や民間団体といった他機関との連携が重要となります。道等が実施している事業の活用や、他機関との積極的な連携により自殺対策に取り組みます。

## 2 具体的な取組み

### 1) 自殺予防の理解促進

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得ることですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景の理解の促進、危機に陥った際に誰かに援助を求めることが適切であるということの共通認識化をめざし、自殺予防に関する普及啓発をより積極的に行う必要があります。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
広報とよころ・ホームページ	町の情報を発信し、町民の意欲向上につなげ、町民に身近な情報提供の媒体となります。	適宜	企画課
自殺予防週間・自殺対策強化月間	9月の自殺予防週間や、3月の自殺対策強化月間において広報とよころへの掲載やポスター掲示を実施します。	9月10日 ~16日 3月	福祉課
健康教育・健康講座	自殺に追い込まれる心情や背景への理解を深め、町民同士の理解や支え合いの大切さを意識する機会とします。	適時	

## 2) 人材の育成

自殺のない社会の実現のためには、1人でも多くの方が、自殺予防に対する関心を持ち、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが求められます。

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応・支援を行うことができる者をさします。「命の門番」として、悩んでいる人に寄り添い「孤立・孤独」を防ぐ重要な役割を担います。自殺予防に対する関心を高め、ゲートキーパーの養成を行うことにより、生き心地が良く誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
職員研修事業	職員の資質や能力の向上により、直接的・間接的に町民に満足感、安心感を与えます。	適時	総務課
ゲートキーパーの育成	こころの健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を普及するために関係機関や企業等への研修参加を呼びかけます。	適時	福祉課

## 3) 相談・支援体制の充実

町には、様々な相談窓口を設置しております。また、他機関で実施している専門の窓口の紹介もしており、今後もこれ等の相談窓口の周知及び利用促進に努めます。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
消費者生活相談	消費生活に関する相談をきっかけに、他に抱えている課題も把握・対応することで、包括的な問題解決に向けた支援をします。	月1回	住民課
行政相談	行政の困りごとや窓口が分からない相談に応じ、安心して生活できるよう支援します。	年5回	
人権相談	人権に関する問題（いじめ、差別、パワハラ、セクハラ、DV、近隣者間の問題等）について、気軽に相談できる機会を提供します。	年5回	
法律相談	法律相談に至る相談は、深刻かつ複合的な問題を含む場合も多く、問題解決に向けて支援します	年3回	

第6章 自殺対策における取組み

事業名	取組	実施時期・回数	担当
教育相談	いじめや友人関係、非行、体罰、不登校等の相談に応じます。また、いじめについて相談できる電話番号を記載した相談カードを全児童生徒に配布します。	随時	教育課
妊婦相談	保健師や管理栄養士、歯科衛生士による妊婦相談を実施し、妊婦の不安解消に努めます。	妊娠前期・後期	福祉課
伴走型支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施事業	妊娠・出産された方に対し、身近な相談支援と経済的支援を一体的に実施します。	妊娠期～子育て期	
新生児・産褥訪問	育児不安の解消や産後うつ予防のため、訪問・支援を実施します。	産後1か月前後	
乳幼児健診	子どもの発育・発達の観察に合わせ、育児や家庭内の不安や悩み事を解決できるよう支援します。	年6回	
健康相談	来所や電話、各種教室において健康相談を随時実施します。	随時	
高齢者・介護相談	地域包括支援センターにおいて、高齢者や介護に関する相談や支援を行います。	随時	
養育支援訪問	養育支援が必要な家庭を訪問し、必要な支援を行います。	随時	
障がい者相談	相談支援専門員を配置し、障がい福祉サービスの利用援助や就労支援を行います。	随時	
なんでも相談カフェ	医療や健康、介護、福祉等の困りごとの相談を受け、必要な支援を受けられるようサポートします。	月1回	
子育て相談	子育てに関する不安や心配事などの相談に応じます。	随時	子育て支援所
巡回児童相談	児童の発達に関する相談や療育手帳の判定を受けることができます。	年3回	
道立施設専門支援事業	子どもの発達の評価や療育指導について、専門的支援を受けることができます。	年1回	旭川肢体不自由児連絡センター
こころの健康相談	帯広保健所にて電話相談や精神科医による面接相談を実施しています。また、事業について町のほけん・ふくしガイドに掲載し、情報提供を行います。	随時	帯広保健所

#### 4) 生きることへの促進要因への支援

自殺対策は、個人・社会において、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みだけではなく「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行う必要があります。

##### ① 妊産婦や子育てをしている保護者への支援

妊産婦は子育てへの不安や生活環境の変化から精神的に不安定になりやすく、産後うつに至るケースも少なくありません。

本町では、子育て包括支援センターの設置により、妊娠期から子育て期にかけて包括的な支援を行います。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期において関係機関で情報を共有し、切れ目のない支援を実施します。	随時	福祉課
産前・産後サポート事業	妊娠・出産・子育てに関する妊産婦・母親の悩み等に対して、保健師や保育士等が相談・支援を行います。	随時	
妊婦健康診査・精密検査費助成事業	妊婦健康診査費・精密検査費用を助成し、経済的負担を解消することで安心して出産を迎えられるよう支援します。	14回 随時	
産後ケア事業 (慶愛病院産後ケアセンターに委託)	ストレスや不安を抱えている産婦を対象にデイサービス型の事業を実施しています。心身の休養をとり、育児方法を学ぶことで産後の不安を軽減します。	4回 まで	
乳幼児医療助成事業	高校卒業まで（18歳に到達する年度末まで）の子どもにかかる医療費の自己負担を無償化し、経済的負担を軽減します。	随時	
わんぱく広場	乳幼児が自由に遊び、母親同士が交流できる場として実施します。	週1回	子育て支援所
赤ちゃん広場	乳児を養育する母親が交流できる場として実施します。	月1~2回	
一時保育	保護者が通院や看病等の理由で育児できない時、一時的に保育を実施します。	随時	



第6章 自殺対策における取組み

事業名	取組	実施時期・回数	担当
のびのび広場	発達を促すために小集団での遊びや、育児相談を行います。	月2回 ※利用希望がある場合	子育て支援所
ことばの教室	ことばや行動面に心配があるお子さんの相談や個別指導を実施します。	月～金曜日	
親子交流室の開放	親子が気軽に遊べる場として月～金曜日にこどもプラザとよころの交流室を開放します	月～金曜日	
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護や、要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関で情報を共有し、支援について協議します。	随時	福祉課
ブックスタート事業	3～4か月の乳児と保護者を対象に、絵本を開く楽しさを伝えるため、絵本を手渡します。	乳幼児健診時	教育課
セカンドブック事業	小学校入学児を対象に読書の楽しさを伝えるとともに、絵本を手渡します。	入学前	
子育て世帯への経済的支援	子育て世帯に対し、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金、入学祝金、小中学校等修学旅行交付金、高等学校等就学助成金の支給や保育料の軽減及び無料化等の経済的支援を行います。	適時	福祉課 子育て支援所 教育課
紙オムツ購入助成	新生児を養育する家庭を対象に、町内取扱店で使用できる紙おむつ購入券を支給し、経済的負担軽減を図ります。	出産後	社会福祉協議会
チャイルドシート貸出	乳幼児を養育する家庭へチャイルドシートを貸与することにより、経済的負担を軽減や乳幼児の交通事故被害軽減を図ります。	随時	
新入学児童記念品贈呈事業	小学校入学児童に記念品を贈り、元気で楽しい学校生活を応援します。	就学時	
夢★運ぶトヨッピーサンタ事業	歳末時期に、子どもたちへクリスマスプレゼントを渡します。	12月	社会福祉協議会
トヨッピーのふくし絵本事業	福祉の普及啓発を目的とし、福祉に関する絵本を学校へ寄贈します。	適時	
災害遺児家庭歳末見舞い訪問	交通事故等により死亡した生計中心者が扶養していた18歳未満の子どもがいる一人親世帯に見舞金を支給します。	随時	

② 生活困窮者に対する支援

生活困窮の背景には身体・知的障がいや多重債務、依存症等が絡み合った複合的な問題が存在し、経済的な問題に加え、解決困難な問題に追い込まれて自殺に至るリスクがあります。本町では、生活困窮者に対する相談窓口を設置するとともに、税や保険料等の納入状況確認や民生委員等の地域ネットワークによる見守り・生活実態の把握に努め、自立に向けた支援を実施します。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等の母又は父及び18歳未満（20歳未満）で、その母又は父に扶養されている児童を対象に医療費を助成し、経済的負担軽減を図ります。	随時	福祉課
生活困窮者への相談支援	役場関係部署や、とかち生活あんしんセンター等の専門機関と連携を図りながら包括的な支援を実施します。	随時	
生活保護	生活保護受給者に各種相談・支援を提供します。	随時	
日常生活自立支援事業業務委託契約（道社協より）	福祉サービス利用援助事業に関する業務を行い、生活再建に向けた支援を行います。	随時	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	一時的な生活困窮者へ資金の貸付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を支援します。	随時	
一時援護資金貸付業務	道社協事業である貸付事業への相談窓口対応を行います。	随時	

③ 高齢者に対する支援

高齢期では、加齢に伴う身体機能低下等によって疾病が慢性化することが多くなり、長期化する治療や身体的苦痛がうつ病発症の要因となることがあります。また、近親者の死亡等により生活環境や人間関係の変化を体験する機会が増え、孤独・孤立感が自殺に結び付くこともあります。

このような高齢期にある者の精神・身体・社会的特徴に寄り添った支援を行うとともに、地域包括ケアシステムを活性化し、包括的な事業展開を図ります。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
まるごと元気アップ教室	高齢者の閉じこもりや筋力低下、認知機能低下の予防を目的に、運動教室を実施します。	週1回	福祉課
町長杯ゲートボール大会	高齢者の健康増進のため、高齢者健康増進センターの利用を促進し、年に1回ゲートボール大会を開催します。	年1回	
緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者が怪我や病気等の緊急時に、消防に通報できる装置を設置します。	適時	
まごころ通信員訪問	まごころ通信員が定期的に高齢者宅を訪問し、高齢者の不安の解消に努めます。	適時	
家庭訪問	保健師や管理栄養士、歯科衛生士が高齢者宅を訪問し、状況把握や必要な支援を実施します。	適時	
福祉除雪	虚弱な80歳以上の高齢者世帯や身内のない障がい者世帯等を対象に除雪を実施します。	適時	
福祉灯油券交付	一定の収入以下の65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯、障がい者世帯等に対し、福祉灯油券を交付し、冬期間の燃料費の負担を軽減します。	年1回	
民生委員・児童委員の資質向上	高齢者にとって身近な相談相手となるよう、定例会や自主例会を開催し、資質向上に努めます。	適時	
後期高齢者健診・各種がん検診	病気の予防・早期発見のため、各種健診を実施し、健康管理を支援します。	適時	
患者輸送車の運行	通院や買い物等に利用できるように、時刻表にそって運行します。	月~金曜日	
福祉タクシー乗車券交付事業	65歳以上の高齢者世帯にタクシー乗車券を交付します。	年1回	
生涯教室	各地域の会館等で健康講座や交流学习等を実施します。	月1回	教育課
豊寿大学	仲間との交流や生きがいづくりができる学習の場を提供します。	月1回	
通話録音装置無料貸出	高齢者世帯を対象に、詐欺防止のガイダンスが流れる装置を設置します。	適時	住民課

第6章 自殺対策における取組み

事業名	取組	実施時期・回数	担当
コミュニティバス 町有バスの運行	交通手段のない方の通院や買い物等の外出を支援します。	適時	住民課
おとなの 寺子屋教室 (町委託事業)	記憶や認知機能に不安のある高齢者を対象に脳トレ等を行い、自立した生活を維持できるよう支援します。	月2回	社会福祉 協議会
生きがいデイサービス (町委託事業)	要支援の方を対象に、ひだまり交流館で月に2回、ゲームや運動で交流します。	月2回	
配食サービス (町委託事業)	栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を目的に、高齢者宅に昼食を配達します。	週 1~3回	
高齢者安否確認事業 「安心みまもーる」 (町補助事業)	頻回な見守りが必要な方に対し、サポーターが定期的な見守りを実施します。	週1回	
いきいき介護予防運動 フィットネスカフェ 一笑懸命 (町補助事業)	介護予防運動を取り入れたフィットネスカフェを実施し、高齢者が気軽に運動できる機会を提供します。	月2回	
お元気サロン支援	町民が自主的に行っている軽運動を主としたサロン活動を支援します。	月1回	
独居高齢者ふれあい ゴミ袋券配布	ひとり暮らし高齢者の希望者を対象に、ゴミ袋券を配布しています。	年1回	
福祉有償運送 サービス	公共交通機関等を利用することができない要介護高齢者や障がい者等対象者に対し、通院のための送迎サービスを行います。	随時	
ふれあい交流会 ※ふれあい昼食会	ひとり暮らし高齢者の孤立防止を目的に、交流会型の昼食会を実施します。	年6回	
敬老はがき贈呈事業	小学生の記入した葉書を高齢者に送付し、敬老を祝います。	年1回	
社協会長杯 ゲートボール大会	高齢者の健康増進のため、ゲートボール大会を実施します。	年1回	
高齢者住宅 見守り事業	福祉ゾーン内にある高齢者住宅入居者の安否確認を行います。	随時	
歩行補助用杖販売 「あるくんデス」事業	身障者及び65歳以上の高齢者で、杖を必要とされる方に低価格で提供します。	随時	
車いす貸付事業	介護保険が適用されている方を対象に、車椅子を貸与します。	随時	

事業名	取組	実施時期・回数	担当
生活支援体制整備事業 (町委託事業)	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるよう、支援体制の充実・強化を図ります。	適時	社会福祉協議会
みまもり訪問サービス	高齢者とその家族の安心・安全の確保を目的に、郵便局社員が高齢者宅を定期的に訪問し、その結果を自治体や家族にメールで報告します。	月1回	郵便局

#### ④ 障がい者に対する支援

令和4年度の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数は254人であり、総人口に占める割合は8.4%となっています。(「第2期豊頃町障害児福祉計画」より)

本町では、平成27年4月に指定特定相談支援事業所「豊頃町障害者相談支援事業所」を設置し、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、個々人の希望や目標に沿って必要な支援を継続的に行っています。

事業名	取組	実施時期・回数	担当
障がい者相談支援事業	障がい福祉サービスの利用支援や情報の提供等を行います。また、権利擁護のために必要な援助を実施します。	適時	福祉課
障がい福祉サービス利用計画の作成	課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を行い、自立した生活を支えます。	適時	
ヘルプマーク・ヘルプカード配布	ヘルプマーク・カードを対象者に配布し、日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の緩和に努めます。	適時	
障がい者等就労支援事業 (町補助事業)	障がい者等の一般就労に向けた支援を行います。(喫茶ふわり・コミカフェ)	適時	社会福祉協議会
障がい者移送事業 (町補助事業)	町外の障がい者施設に通所している方を対象に送迎を行い、障がい者の社会参加を促進します。	適時	

⑤ 学校におけるこころの健康づくりの推進

学校においては、児童の悩みを受け止められるよう相談体制を強化するとともに、不登校児童への対応やいじめ対策、命を大切にする教育を推進します。

事業名	取組	担当
生徒指導・教育相談の充実	一人ひとりを大切に、信頼関係に立つ教育を推進するため、情報収集に努めるとともに、チーム対応ができるよう報告・連絡・相談体制を強化します。	教育課
相談体制の強化	各学校・教育委員会が連携して、相談体制を強化します。	
不登校児童への対応	不登校児童生徒の悩みの克服と人間関係づくりを支援し、児童及び生徒の自己実現を図るため、必要に応じてスクールカウンセラーを派遣します。	
いじめへの対応	平成30年4月に改定した「豊頃町いじめ防止基本方針」に基づいていじめを許さない意識の醸成及びいじめの早期発見と徹底した対応を行います。	
命を大切にする教育の推進	道徳、特別活動、保健体育、総合的な学習の時間を中心に教育活動全体で命を大切にする教育を推進します。	

⑥ 職場におけるこころの健康づくりの推進

職場環境の様々な負荷が労働者の心の健康に重大な影響を及ぼしており、うつ病から休職に追い込まれるケースが存在します。豊頃町役場においては、職員のストレスチェックを定期的実施することで職員の精神的不調の状況を把握し、産業医による事業所訪問や職員のこころのケアを行っています。

事業名	取組み	実施時期・回数	担当
ストレスチェック	働きやすい職場環境の形成を目的に、労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを行います。	年1回	総務課
産業医による事業所(役場)訪問	役場産業医が役場を訪問し、希望者の相談に応じます。	月1回	
健康相談	ストレスチェックで高ストレスとなった方を対象に必要に応じて保健師が健康相談を実施します。	適時	福祉課

⑦ その他の支援

事業名	取組み	実施時期・回数	担当
総合プロモーション事業 (移住定住促進事業)	移住定住や移住者と地域町民との交流を促進し、町の活性化を図ります。	適時	企画課
公共ポイントサービス事業	町・福祉団体のイベントや健康診断等で得たポイントを商工会商品券に交換します。	適時	
プレミアム商品券	町外に流出する購買人口を町内での消費につなげ、商工業者の売上増と町民福祉の増進を図ります。	年4回	
青少年体験学習事業 「える夢キッズクラブ」	子どもたちの豊かな心を育むことが出来るよう、地域の素材を生かした様々な体験学習を行います。	通年	教育課
青少年育成連絡協議会連携事業	大人が子どもたちの活動に関心を持ち、積極的に参加できるように、町青少年育成連絡協議会と連携し、交流会などの機会を提供します。	年2回	
はたちを祝う会	二十歳を迎えた青年を祝い、励まします。	年1回	
える夢オトナの文化講座	成人に対し、地域の課題解決を目指すための学習の機会を提供し、主体的にまちづくりに参加する意識を育みます。	通年	
える夢出前講座	町民が、自己に適した手段・方法を自ら選んで学習し、それぞれの立場でまちづくりに参加することを推進します。	通年	
豊頃町・浦幌町社会教育推進事業	社会教育事業の共催化を推進し、町民の多様化、高度化する学習要求に応えます。	通年	
体育連盟活動支援	気軽にスポーツに親しめるよう、町内各体育団体の活動に対し、生涯スポーツの普及振興を図るための支援を行います。	適時	
スポーツ少年団活動支援	子どもたちが少年団活動を通して、協調性や思いやりの心を育めるよう各スポーツ少年団の活動を支援します。	適時	
軽スポーツ交流会	各種軽スポーツを体験しながら、参加者同士の交流を図ります。	適時	
アウトドア体験教室	ノルディックウォーキング、歩くスキー等アウトドア体験を通して、参加者同士の交流を育み、心身の健康の保持・増進を図ります。	適時	
スポーツ健康教室	各年代に応じた教室を開催し、スポーツを楽しみながら心身の健康を維持できるよう支援します。	適時	
スポーツ大会支援	町民がスポーツを楽しみ、親睦を深めることができるよう剣道大会やミニバレー大会等の支援を実施します。	適時	
ふれあいフェスティバル	多様な年代の方や障がい者、ボランティア等多くの町民や福祉施設関係者が参加・交流するなかで、相互理解を深める機会とします。	隔年	



事業名	取組み	実施時期・回数	担当
ひだまり交流館の利用促進	子どもから高齢者まで、障がいの有無を問わず誰もが集える場所として利用を促進します。	適時	社会福祉協議会
在宅介護者手当支給	在宅で長期にわたり、高齢者等の介護を行っている家族介護者に介護の労をねぎらうため介護手当を贈ります。	適時	
各サロン事業の実施	地域町民やボランティアが中心となり、子どもから高齢者まで誰もが家庭的で気軽に楽しく集える居場所を提供します。	適時	
とよころ夏まつり	豊頃の夏を代表するイベントを開催し、町の活性化を図ります。	年1回	商工会
なかままつり	イベントの開催により、人が集い、交流する機会を創出します。	年1回	
大津港大漁まつり	大津で水揚げされる新鮮な海産物を販売する他、様々なイベントを催し、大津地域の活性化を図ります。	年1回	漁協
産業まつり	イベントの開催により、人が集い、交流する機会を創出し、町の活性化を図ります。	年1回	豊頃産業まつり実行委員会
ミニ運動会	町民の健康保持や親睦を深めることを目的として、各行政区に分かれ、ミニ運動会を開催します。	年1回	体育連盟



いのち支える豊頃町自殺対策行動計画  
(第2期：令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

豊頃町福祉課健康係

〒089-5392 豊頃町茂岩本町 125 番地  
TEL(015)574-2214